**公益財団法人 日本教育公務員弘済会　長野支部**

**人間ドック補助金交付規程**

（目的）

1. この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規定第３条の2項（３）の規程に基づく、人間ドック補助金の交付に関し必要な事項を定める。

（人間ドック補助金の対象者）

1. ・人間ドック補助金の交付を受けることのできるものは、長野県内の61歳（年度年齢）以上の教弘会員の内、受診時に月掛金3,000円以上の教弘保険に加入し、共済組合から補助を受けていない者

（人間ドック補助金の交付額）

1. 人間ドック補助金の交付額は、年１回10,000円を限度とし領収金額とする。

（人間ドック補助金交付の申請）

1. 交付希望者は、ドック受診後2年以内に人間ドック補助金交付申請書に当該医療機関の領収書（写し可）を添付して申請する。

（補　足）

1. この規程に定めるもののほか、人間ドック補助金交付に関し必要な事項は支部長が定める。

※ 人間ドック以外は対象外

（例）・協会けんぽ健診・健康診断・脳ドック・癌検診

・オプション　・付加健診 等